

海上運送仕様書

1 総則

この仕様書は、航空自衛隊海栗島分屯基地（以下「分屯基地」という。）に入出する者等の海上運送について規定する。

（１）適用範囲

この仕様書は、鰐浦漁港と分屯基地の間の運航船による海上運送に適用する。

（２）備船規格及び免許

- ア 96名乗り相当（以下「大型船」という）
- イ 85名乗り相当（以下「小型船」という）
- ウ 1級小型船舶免許証を保有するものとする。

2 一般事項

請負側は、海上運送にあたっては、この仕様書によるほか、仕様書に定めのない事項または疑義等を生じた場合は、官側の指示を受け実施するものとする。

3 運送用件

運航便及び運航時間は、別紙第1「定期船運航時刻表」を基準とする。

（１）運航方式

- ア 平日の1便及び6便は大型船、その他の便は小型船を基準とする。
- イ アの運航船及び運航時間の変更又は臨時の運航を必要とする場合は、官側
は請負側に対し事前に通知するものとする。

（２）運送の範囲

- ア 自衛隊員及びその家族
- イ 分屯基地に関係する入出門者及び積載できる貨物

4 安全及び危害予防の義務

- （１）請負側は、運航上の安全及び危害予防に関し、船舶安全法、海上運送法、海上衝突予防法及び船員法等関係法令に定めるところにより、運航船の安全な運航に万全を期すとともに危害予防に努めなければならない。
- （２）請負側は、天災地変、天候及び海象の急変等により、運航船の運航の危険を認めた場合は、その旨を官側に申し出て、運航船及び運航時間の変更又は運航停止

の承認を得るものとする。

(3) 請負側は、次に掲げる事項を厳守しなければならない。

ア 船客傷害賠償責任保険、船舶保険等の加入

イ 乗降船時の安全措置

5 運航船の係留等

(1) 請負側は、不測の事態に備え、運航船を鰯浦漁港に係留し、運航する態勢を維持するものとする。

(2) 運航船発着場の維持管理は、請負側の負担とする。

6 完了検査

乙の航海日誌及び、別紙第2に示す「海上輸送役務検査日誌」により、検査官が確認し役務の完了とする。

定期船運航時刻表

便 名	鰐 浦 漁 港 発		分 屯 基 地 発	
	平 日	休 日 等	平 日	休 日 等
1	0 7 4 5	0 7 4 5	0 7 5 5	0 7 5 5
2	0 8 5 5	0 8 5 5	0 9 0 5	0 9 0 5
3	1 1 2 0	1 1 2 0	1 1 3 0 (ただし、水曜日は 1 1 5 0)	1 1 5 0
4	1 3 0 0		1 3 1 0	
5	1 5 2 0	1 5 2 0	1 5 3 0	1 5 3 0
6	1 7 0 0	1 7 0 0	1 7 1 0	1 7 1 0
7	1 8 5 0		1 9 0 0	

摘要

- 1 「平日」とは、「休日等」以外の日をいう。
- 2 「休日等」とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに令和3年12月29日から令和4年1月3日の間をいう。
- 3 7便は、4月から9月の間の月、水、金曜日の平日に運航する。
- 4 臨時便の運航時間は、その都度指示された時間とする。

海上輸送役務検査日誌

年	月	日	種 類	号 便	理 由
年	月	日	定期便	就航 (全便・一部)	欠航便名・欠航理由
()					
平日・休日等					
検査官	基地当直		臨期便	鰐浦・海栗島発 時刻	運行理由
年	月	日	定期便	就航 (全便・一部)	欠航便名・欠航理由
()					
平日・休日等					
検査官	基地当直		臨期便	鰐浦・海栗島発 時刻	運行理由
年	月	日	定期便	就航 (全便・一部)	欠航便名・欠航理由
()					
平日・休日等					
検査官	基地当直		臨期便	鰐浦・海栗島発 時刻	運行理由
年	月	日	定期便	就航 (全便・一部)	欠航便名・欠航理由
()					
平日・休日等					
検査官	基地当直		臨期便	鰐浦・海栗島発 時刻	運行理由
年	月	日	定期便	就航 (全便・一部)	欠航便名・欠航理由
()					
平日・休日等					
検査官	基地当直		臨期便	鰐浦・海栗島発 時刻	運行理由
年	月	日	定期便	就航 (全便・一部)	欠航便名・欠航理由
()					
平日・休日等					
検査官	基地当直		臨期便	鰐浦・海栗島発 時刻	運行理由
年	月	日	定期便	就航 (全便・一部)	欠航便名・欠航理由
()					
平日・休日等					
検査官	基地当直		臨期便	鰐浦・海栗島発 時刻	運行理由
年	月	日	定期便	就航 (全便・一部)	欠航便名・欠航理由
()					
平日・休日等					
検査官	基地当直		臨期便	鰐浦・海栗島発 時刻	運行理由